

# 名家連ニュース

平成31年3月29日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 600号

## 障害年金「家族の心得」シリーズ⑨



### 前号でお伝えした障害等級目安表の《留意事項》

「障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。」とあります。従って、日常生活能力の「判定」と「程度」の他に重要な記載事項について診断書を目の前において辿っていきましょう。(「診断書」を添付しますので参考にして下さい。)

### 診断書の表面と裏面の《記載事項の注意点》

- ①の傷病名の欄の下に ICD-10 コード ( ) とあります。ICD-10 コードは世界保健機構 (WHO) の国際傷病分類で F0～F9 まであります。( ) 欄に F4、F5、F6 と記載された病名は、障害年金の対象病名ではない (受給策は次号紹介) といわれています。では、どんな病名があるか簡単に紹介します。  
F4 (神経症性障害、ストレス関係関連障害及び身体表現性障害) 不安障害、強迫性障害、適応障害、解離性障害、身体表現性障害、その他の神経症性障害など  
F5 (生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群) 摂食障害、睡眠障害など  
F6 (成人の人格及び行動の障害) 人格障害、性同一性障害など
- ③は①の病気のために初めて医師の診察を受けた日 (初診日) です。588号/589号を参照下さい。
- ⑦発病から現在まで経過/参考となる事項 ⑧診断種作成医療機関の初診時所見 ⑨ア発育・養育歴 イ教育歴 ウ職歴 エ治療歴…以上は、病歴・就労申立書作成時にも大切な事柄となります。
- ⑩「ア現在の病状又は状態像 (前回との比較/11項目)」 イ「左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載して下さい」とあります。実態が反映されているか、具体的に記載されているかがポイントです。…みんなねっと誌の白石美佐子社労士の連載記事を再読してみましょう。ウ「日常生活状況」の 2「日常生活能力の判定 (7項目4段階)」 3「日常生活能力の程度 (5段階)」については「日常生活能力の記録表」及び596号/599号や添付した資料を参考して下さい。エ「現症日の就労状況」…厚生労働省/年金機構のガイドラインでは、「就労している事実だけで、障害年金の支給決定が判断されることはありません」「仕事場の内外を問わず、就労を継続するために受けている日常の援助や配慮の状況も、できるだけ記入をお願いします」と明記されています。キ「福祉サービスの利用状況」…ガイドラインには、「サービスの種類や内容、頻度などをなるべく詳しく記載して下さい」と明記されています。以上のことを日頃から主治医にキチンと伝えておきましょう。
- ⑪「現象時の日常生活活動能力及び労働能力」※更新時の障害状態確認届では⑦欄になります。  
例：援助しないと偏食又は食事を摂らない。服薬も助言/援助必要。日常生活全般に援助必要。単身生活は困難。病的体験症状持続。人間関係能力乏しい。就労は困難/不可。労働能力乏しい/期待できない等々。
- ⑫「予後」…例：予後不良/不変。好転期待困難。改善の見通し難しい。予測/予見困難等々。

